

神奈川県たばこ対策協力企業認定制度について

1 制度創設の背景

- 受動喫煙防止のための規制については、健康増進法改正及び条例改正により枠組みが整えられたところである。
- 一方、神奈川県民の喫煙率は、長期的には低下しているが、近年は、20%前後で横ばいとなっており、直近の国民健康・栄養調査によれば、30～40 歳代のいわゆる働き盛りの世代の喫煙率が相対的に高い状態が続いている。
- 今後のたばこ対策は、受動喫煙防止に係る規制の運用と卒煙のための自主的な取組みを促す取組を両輪として推進することが必要であることから、当制度の創設に至った。

2 制度の概要

【目的】

神奈川県が行うたばこ対策の趣旨に賛同し、これに資する取組みを行う企業等を、県が認定し顕彰することで、たばこ対策の一層の推進を図る。

【当制度におけるたばこ対策】

卒煙（禁煙）サポート、未成年者の喫煙防止対策、受動喫煙防止対策

【当制度の対象】

県内に本社、本店又は事業の拠点があり、県内で事業活動を行う企業や団体等

【認定の要件】

次の全てを満たすこと

- ① たばこ対策に係る取組を行う体制を明確に定めていること
- ② たばこ対策に係る具体的な取組もしくはその計画があり、公表していること
- ③ 県民や県内事業者に向けた、たばこ対策に係る取組もしくはその計画があること

【認定】

応募内容を審査し、認定基準に適合する場合、認定証を交付する。認定された企業や団体は、希望により、県ホームページに掲載して紹介する。

また、認定した企業等に特に顕著な活動があったときは、その企業等を表彰することを予定している。